

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

全腎協通院移送事業の事務局担当者の変更について(お知らせ)

前担当者の芋川が 9 月に産休に入ったため、10 月から相談担当の宮永恵美が通院移送事業の担当を兼務することになりました。よろしくお願いします。

国交省が福祉有償運送および過疎地有償運送に関する「ガイドライン」を実施して以来半年、通院ボランティア事業も大きな曲がり角を迎えています。

すでに移送事業を実施している団体、これから事業開始を考えている県組織または地域腎友会の皆さんからの情報、疑問、質問、意見をどしどしお寄せいただき、要介護透析患者の通院

などに役立つ事業展開に貢献したいと思います。この『はーと なび』も 1 か月に 1 回の定期発行に努力します。

なお、この機会に、全腎協中央としての「通院移送事業」の担当責任体制を改めてお知らせします。

担当理事：高橋成行

事務局責任者：金子智事務局長(理事)

担当者：宮永恵美

担当者補助：小関修

◆◆◆◆全腎協理事会が「通院移送事業」に基本方針 ◆◆◆◆◆

全腎協は、今年 3 月に発表(4 月 1 日実施)された国土交通省の「福祉有償運送および過疎地有償運送に関するガイドライン」への対応を検討してきました。9 月に開かれた第 52 回理事会において、基本方針を決定し、9 月 24 日各事業団体および各県組織に通知しました。

基本方針(2 点)

第一点は、今後の「通院移送事業」は対応が可能な事業体においては、「ガイドライン」に沿って「福祉有償運送」としてボランティア事業を展開することが望ましく、そのために全腎協として支援していく、というものです。

第二点は、「ガイドライン」の条件に当てはま

らない事業体はこれまで通り、「無償のボランティア移送」として要介護者の通院送迎を実施し、そのためにこれまでどおり全腎協が支援していく、というものです。

理由

1 要介護透析患者の通院送迎事業の重要性は今後も増加する

全腎協は介護保険発足前から、要介護透析患者の通院移送を介護保険の給付とするよう国に要望してきました。介護保険の支出が急増している現状で、要望が実現する見込みは少なく、通院移送は個人負担が続きます。すると、タクシーの利用は費用の点からあまりできず、最小の費用負担で済むボランティア移送の需要は

高まるばかりです。

2 通院送迎事業は「金と人」の両面で地域腎友会の負担となり、これを軽くするためには、「福祉有償運送」による事業が有利

ボランティア移送は、「ガイドライン」に従うことで道路運送法第 80 条ただし書きの適用により「合法」となります。しかし、その条件整備のために金と人が必要で、地域腎友会の役員等が闘病の傍ら活動するのは大変な負担となります。利益とはならないまでも、専属の事務所や職員、損害保険料などをまかなう程度の「料金」を利用者から取れる「福祉有償運送」は、この事業を長続きする上で有利です。

なお、現在セダン型乗用車の使用は、「ガイドライン」の中でも構造改革特区以外は認められていませんが、来年又はさ来年にはその禁止が解除される見込みであることから、それまでに NPO 法人化などの準備をすすめればよく、あわててどちらかを選択決定する必要はありません。

3 「ガイドライン」の条件を満たすより、これま

でと同様のボランティアによる無償運送を考える実施団体は、今後も移送事業は可能

「料金」といえない「会費」やガソリン代程度の実費だけの「無償」の移送ならば、道路運送法には触れないボランティア活動であり、今後も継続できます。また、その程度の事業ならば、地域腎友会が担っていきます。

支援内容

事業体の新規結成には、これまでどおり全腎協から助成金を支給していきます。

「福祉有償運送」に対しては、NPO(特定非営利活動法人)の取得、自治体の「運営協議会」設置への助言、「ガイドライン」の説明などを行っています。

「無償のボランティア移送」に対しては、道路運送法に抵触しない方法を、全腎協中央として、これらを指導、助言し、情報提供していきます。

◆◆◆◆◆ 国交省の「ガイドライン」を読み解く(解説) ◆◆◆◆◆

事業体によってはこれまでの半年間で、各地の移送ネットワークなどの研修会ですでに「ガイドライン」の内容を熟知しているところもあると思います。しかし、まだ疑問を持っている事業体や各県組織では不明のところも多いと思います。そこで、今号では、さる 4 月 29 日、東京で行われた東京ハンディキャブ連絡会による研修をもとに解説をします。

ボランティア移送の歴史

日本では 25 年ほど前からボランティアが非営利で障害者や患者の移送を始めました。日本では道路運送法第 80 条で自家用車による有償

運送は禁止されています。そのため、年に一、二度は各地で警察の捜査を受けてきました。しかし、移送対象者を「仲間内」に限る(会員制)、「料金」ではなく「一時的なお礼」(ガソリン代程度)として「無償」運送だと主張し、法の適用を免れてきました。また、「金沢方式」という、自治体が車を所有し運行をボランティア団体に委託する方式が、法 80 条の「ただし書き」により、認められました。さらに、自治体が団体と契約し(最終責任は自治体に)、団体所有の車を団体が運行することも認められてきました。ボランティア移送団体はおおよそ現在、2800 団体あります。

ガイドラインの意義

国土交通省のこのたびのガイドラインは、これまで「宙ぶらりん」(灰色)扱いされてきた「移送」を合法化する側面があります(法 80 条ただし書きの適用により、自家用自動車利用の禁止の解除)。一方で、ボランティア移送を束縛する側面もあります。「無償」運送はこれまでどおり、道路運送法の適用外ですが、「有償運送」をするには、NPO 化を前提に自治体による「運営協議会」の場での「移送事業」が認められることが必要で、自治体が「運営協議会」を設けるかどうかは鍵となります。

運営協議会

設置は市町村の義務ではないが国交省は各自治体に設置するよう働きかけており、全都道府県にその相談窓口ができています(10 月現在)。単独の市町村や複数の自治体、または全県ひとつの「運営協議会」でも範囲は自由です。しかし、自治体によって突然の国からの押し付けに感じられ、住民運動で設置させないと作らない可能性もあります。構成員にはボランティア(移送)団体(の人)は入れないが、自治体が認めれば必ずしも入れないわけではありません。腎友会は「利用者代表」として入れます。

協議の場では、タクシー会社代表はできるだけボランティア移送団体の事業を認めたくないで、「不当な要求をはねつける」力をつける必要があります。なお、運営協議会の役割はガイドラインのチェックのみであり、料金を決める場ではありません。

運行管理責任者

資格はなくてよく、運転ボランティアと電話で「ノンアルコール」「疲労しすぎていないか」など質問し、安全運転をしていることについて確認できる人ならばよい。

車両整備責任者

これも資格がなくてよく、例えば、ボランティアの自家用車を扱うディーラーに依頼してもよいのです。他に「事故発生時の対応」と「苦情処理の体制」を整える必要があります。これもマニュアルと携わる人の名簿を決めて置けばよいのです。

使用車両

「セダン型」はそのうち(1 年後)全国で認められると思います。

利用者

利用者(法では「旅客」)に関する規定は、会員として登録された人とその付添い人。身体障害者福祉法による「身体障害者」、そのほかに肢体不自由は健常者で骨折をした人など含みます。ガイドラインでは内部障害として特に「人工血液透析」を列挙しています。

運転者

「二種免許がなくても安全」を証明する必要があります。団体の定める研修は義務と思ったほうがよいです。ガイドラインでは「一定期間運転免許停止処分を受けていない」ことに加え、「移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者」と規定されています。これで研修するには最低二日かかります。ぜひ実施してもらいたい(研修をルールとして確立を)。国交省の調査では「3 割の団体はしていない」とのことです。「運転者」は頻度によりません。たまに運転する人も登録の必要があります。

料金(運送の対価)

タクシーの上限運賃額のおおむね 2 分の 1 を目安。ワゴン車は「大型タクシー」と比較。使

用車両と同じクラスのタクシーと比較。「上限運賃」とは、東京のタクシー初乗り「660 円から 600 円で 10 円刻み」で、この程度の額をいいます。会費や事務費、車のメンテナンス代は「運送対価」からは除外します。ガソリン代はそれだけなら「無償」。ただし、会計上それを証明する必要があります。「介助料」は「運送対価」からは除外します。

損害保険

必ず必要(ボランティア活動に関する損害保険も参考に)です。利用者に対しては車の保険の「対人」でカバーできる。運転者のけがなどは「搭乗者」保険が必要。

民間損害保険会社(あいおい損保)の「ボランティア保険」に関する説明によると、ボランティア活動での事故に対する補償問題は、

- 1.“車の搭乗中”だけでなく、“ベッドからベッドまで”の補償がされているか
- 2.“移送サービス”だけでなく、団体の行う“すべての活動”が補償対象となっているか
- 3.賠償リスクに対応できる保険であるか
- 4.法律上の責任が“ある場合”はもちろん、“ない場合”の対応可能な補償か
- 5.相談できる代理店が福祉に強いかがポイントだそうです。

有償

①他人の需要に対し行為を行う②行為に対する何らかの報酬のすべて、1円でも③善意の第三者行為に対するお礼は有償、と考えるそうです。

移動制約者

障害者手帳所持者は人口の 3%、要介護者および要支援者は人口の 15%、知的・精神障害者などで、その地域の人口の 10～20%を「移動制約者」と考えていいそうです。

タクシーの数

いわゆる「福祉タクシー(車椅子対応等の料金の高いもの)」で各地で絶対的に不足しているものをさします。

*福祉車両:車椅子対応などの特殊用途車。出口でステップが出てくるだけでもよい。

その他

病院の車両による送迎は自家用送迎で「有償運送」には当たりません。

◆◆◆◆全腎協通院移送事業の現況と各地のトピック◆◆◆◆◆

全腎協の事業体が 39 団体に

全腎協のもとで、要介護透析患者や難病患者、障害者の移送事業を行っている事業体は今年 10 月現在、全国で 39 団体あります。北は北海道旭川、釧路から、南は長崎、五島まで広がっています。NPO 法人(特定非営利活動法

人)格を取得している団体も多く、「ガイドライン」の条件を整えつつ、道路運送法 80 条の許可をめざしているところもあります。

北九州 3 県で研修会

通院移送事業に取り組んでいる福岡、佐賀、長崎の 3 県の合同ボランティア研修交流会が 7

月 25 日、北九州市内で行われました。各県の事業所のスタッフと運転ボランティア、北九州市当局と市議会からの来賓、各県腎協役員など総勢 95 人が参加し、有意義な研修会となりました。

「ボランティアさん大いに語る」では、NPO 通院介護センター「さわやか」江頭理事長の司会によるシンポジウム形式で、各県事業所の 5 人のボランティアが送迎時の心構えや豊富な送迎経験を語り、互いの認識を深め合いました。また、コメンテーターとして出席いただいた西南女学院大学の杉原好則教授からは、「良かったと思うことは 100 回に 1、2 回、そのことを忘れずに」と無理せず継続することの大切さが強調されました。研修会後は、小倉祇園太鼓などのアトラクションを交え、交流を深めることができました。(NPO 通院介護センター「さわやか」の 8 月 10 日付機関紙『さわやか』第 61 号により)

「運営協議会」設置が 全国で 20 自治体(地域)に 一福井県丸岡町では「利用者代表」として県 腎友会丸岡支部が参加一

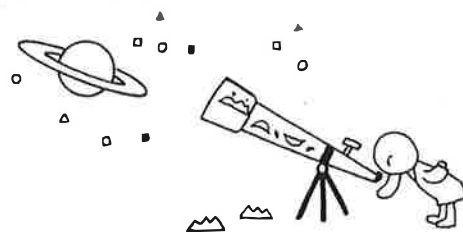
国交省は、9 月 30 日現在の道路運送法第 80 条による福祉(過疎地)有償運送を審査する「運営協議会」設置状況を発表しました。これによると全国で 20 の自治体または複数の自治体が集まった地域に設置されたことになります。

注目すべきは、福井県丸岡町で 7 月 2 日、設置された運営協議会に利用者代表として福井県腎友会丸岡支部の代表者が参加したことです。腎友会の代表が参加した協議会はおそらく全国で初めてのケースであり、各県、各地での運営協議会設置への動きで参考となる出来事です。

厚生労働省と国土交通省は連名で 3 月 24 日、「福祉有償運送に係わる運営協議会の設置等について」とする事務連絡を各都道府県に対して行い、運営協議会の設置および NPO など団体の相談に応じる担当部署の明確化を求めました。すでに全国 47 都道府県で一部を除き、担当窓口が設置されました。

神奈川県では全県で 「運営協議会」設置の動き

神奈川県では特区の適用を受けている大和市には運営協議会ができていますが、他の地域にはできていません。現在県当局の主導で、単独設置を進めている横浜市、川崎市以外の地域を 5 地区に分けて、運営協議会の共同設置を進めています。現在、「共同設置要綱(案)」と各自治体を 5 ブロックに分けた案が検討されています。



各事業所へのお願い

全腎協では全国の活動状況を把握するために、活動状況の報告をお願いしています。

まだご提出いただいていない事業所については、3 か月分をまとめて、添付した A4 の用紙を利用しファックス等でお知らせください。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

なお、ボランティアの方や利用者の生の声もできるだけ本紙で伝えていきたいと考えています。電話、手紙、ファックス、電子メール、何でも構いませんので事務局担当までお寄せください。